

農業経営課長
隠岐支庁農林局長
各農林振興センター所長
農業技術センター所長
農林大学校長
畜産技術センター所長

様

農産園芸課長
畜産課長

美味しまね認証の考え方に基づく「繁殖牛」の生産工程管理事項について（通知）

これまで、「繁殖牛」は直接食品となる産品を生産しないことから、美味しまね認証制度の趣旨を鑑み、制度の対象外としてきたところです。

この度、県単補助事業の実施主体等には、美味しまね認証の取得が義務づけられたことから、繁殖牛においても生産工程管理を推進する取組が必要と判断し、別添のとおり「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理事項」を作成しましたので、繁殖農家への指導に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、「繁殖牛」は美味しまね認証制度上はあくまでも非認証産品であり、本管理事項は、①繁殖経営者が「生産工程管理」に取り組む際に参考とするもの、②補助事業を実施するに当たっての努力義務として活用するものとしますので、下記を参考に運用いただきますようお願いいたします。

また、各農業普及部及び家畜衛生部には、本書の写しを別途送付しています。

記

1 生産工程管理事項の考え方

(1) 農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（その他の作物（非食用）」の考え方を参考に、上位認証基準【畜産物共通】から抜粋して作成

2 補助事業実施時の運用

(1) 農林局及び農林振興センター（農業普及部、家畜衛生部）は、事業実施希望者に本管理事項の実施について助言・指導する

(2) 既に営農を開始している事業実施者は、交付申請に実施状況のセルフチェック票を添付する

(3) 農林振興センター等は、事業完了時又は営農開始後に本管理事項の実施状況を現地確認し、改善事項があれば助言・指導する

(4) 農林振興センター等は、必要に応じて継続的に助言・指導を行う

担当：畜産課 加地、松尾